

川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会開催運営等要綱

27川ま建管第313号

平成27年 4月 1日

局 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 まちづくり局長は、宅地耐震化推進事業の推進に関し、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 大規模盛土変動予測調査に関する事
- (2) 滑動崩落防止工事に関する事
- (3) その他必要と認められる事項

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他専門的な知識を有する者

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は、平成27年4月1日から平成32年7月13日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、まちづくり局指導部宅地企画指導課において処理する。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、その都度協議し定める。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年7月14日から施行する。